

千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」着ぐるみ貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」が千葉県をPRするキャラクターとして活動するにあたり、千葉県が所有する「チーバくん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出す場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(対象行事)

第2条 貸出しの対象行事は、次の各号のとおりとする。

- (1) 県内市町村が開催する行事
- (2) 自治会、特定非営利活動法人、社会福祉法人等の公共的団体（法人格がないものを含む。）が開催する行事のうち、収益を上げることが主たる目的として開催するものでない行事
- (3) 民間企業等が開催する行事のうち、社会貢献活動等公益的な目的で開催する行事
- (4) 上記以外で、千葉の魅力の発信に資する行事や県及び市町村との連携協力の下に開催する行事等、県が公益的観点から適当と判断できる行事

(使用の承諾)

第3条 着ぐるみの借受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、あらかじめ、「チーバくん」着ぐるみ借受申請書（別記第1号様式）に必要事項を記入の上、借受希望者又はその団体の概要及び行事の概要が分かる資料を添えて、千葉県総合企画部報道広報課長（以下「管理者」という。）に提出し、その承諾を得なければならない。

2 前項に掲げる者が、当該行事の告知に「チーバくん」のデザインを使用しようとする場合には、借受申請書にその旨を記入し、告知用資料のデザイン案を添えて、管理者の承諾を得なければならない。

3 管理者は、第1項の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承諾する。

- (1) 借受けを希望する行事が、前条各号のいずれにも該当しないとき。
- (2) 千葉県の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (3) 着ぐるみが第7条に規定する事項に反して使用されるおそれのあるとき。
- (4) 行事又は主催者が法令又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (6) 「チーバくん」のイメージを損なうおそれのあるとき。

- (7) 申込者の役員等（申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - (8) 申込者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴対法第2条2号に規定するものをいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - (9) 申込者の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (10) 申込者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (11) 申込者の役員等が、暴力団、暴力団員又は（7）から（11）に該当する法人等（有資格業者でないものを含む。）であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
 - (12) 申込者が風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を除く。）に規定する営業を行う者であるとき、あるいは申込みの内容がその営業又は広告等に使用されるおそれのあるとき。
 - (13) その他、管理者が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。
- 4 管理者は、第1項の借受申請書に第2項に定めるデザイン使用について記載されている場合は、千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」デザイン等使用取扱要領第6条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、デザイン等の使用を承諾する。
- 5 管理者は、前2項の規定により使用を承諾する場合、「チーバくん」着ぐるみ使用承諾書（別記第2号様式）により、使用を承諾しない場合、「チーバくん」着ぐるみ使用不承諾通知書（別記第3号様式）により、借受希望者に通知するものとする。
- 6 管理者は、承諾に際し、条件を付することができる。

（貸出方法）

- 第4条 着ぐるみを借り受ける者（以下「借受者」という。）は、管理者から直接着ぐるみを借り受け、直接返却することを原則とし、その作業は借受者が行うものとする。
- 2 やむを得ず前項の作業を借受者以外の者に依頼する場合、その経費は借受者の負担とする。
- 3 着ぐるみの貸出しは、1行事につき1体とする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、原則として1週間以内とする。

(貸出料)

第6条 貸出料は、無料とする。

(遵守事項)

第7条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承諾された行事のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみ使用後には、着ぐるみを使用した際の状況がわかる写真等を提出すること。
- (4) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (5) 着ぐるみの使用について、別紙の注意事項を遵守して取り扱うこと。
- (6) 当該行事の告知用に「チーバくん」のデザイン使用を承諾された場合は、デザインは承諾された範囲で使用すること。
- (7) 第3条第6項に基づく条件が付された場合、これに従って使用すること。

(承諾の取消し)

第8条 借受者が前条の規定に違反したときは、その承諾を取り消すとともに以後の使用は承諾しない。この場合、借受者に損害が生じても管理者はその責めを負わない。

(原状回復)

第9条 借受期間中に着ぐるみを汚損した場合、借受者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(管理者の責任)

第10条 着ぐるみの使用により借受者に生じた損害については、管理者は一切その責めを負わない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか着ぐるみの取扱いに必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成22年12月8日から施行する。

(適用)

- 2 この要領に基づく着ぐるみの貸出しは、借受けを希望する行事が平成23年1月1日以降に実施されるものについて適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成23年4月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成23年7月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年7月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和8年3月19日から施行する。

第1号様式

「チーバくん」着ぐるみ借受申請書

年 月 日

千葉県総合企画部報道広報課長 様

申請者住所（所在地）

団 体 名

代表者役職・氏名

下記のとおり、千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」の着ぐるみを使用したいので申請します。

記

1 行事名	
2 開催日時	
3 開催会場	
4 行事の目的及び内容	
5 チーバくんの役割	
6 対象者・参加予定人数	
7 行事の問合せ先	TEL ()
8 借受期間	年 月 日から 年 月 日まで
9 借受場所 ※	県庁・葛南・東葛飾・印旛・長生・君津・首都圏 MC
10 借受担当者	TEL ()

行事等告知のためのチーバくんのデザイン・写真の使用

有・無 有の場合、 右も記入	使用対象 物品	ポスター	チラシ	HP	その他 ()
	作成部数				
	使用期間	年 月 日から		年 月 日まで	

※「9 借受場所」

県庁…千葉県庁南庁舎別館/葛南…葛南地域振興事務所/東葛飾…東葛飾地域振興事務所/印旛…印旛地域振興事務所/長生…長生地域振興事務所/君津…君津地域振興事務所/首都圏 MC…首都圏マーケティングセンター

【添付資料】

- ・企画概要書、借受団体概要書(任意様式)
- ・チーバくん活動内容・出演スケジュール(任意様式)
- ・控室の状況が確認できる資料(任意様式)
- ・デザイン等の使用を希望する場合、レイアウト案(デザイン、写真等の使用方法がわかるもの)

※デザイン等を使用する場合は「デザインガイドマニュアル」に従い、「チーバくん」のイメージを損なわないようにすること。

※裏面の誓約書も記載すること。

(裏面)

次の1(1)から(8)までのいずれかに該当すると認められた場合は、直ちに是正又は使用を中止することを誓約いたします。

氏名(名称及び代表者名)

- 1 (1) 千葉県の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (3) 申込者の役員等が暴力団員または暴力団を利用しているなどと認められるとき。(千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」着ぐるみ貸出要領第3条第3項第7号から11号)
- (4) 申込者が風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条(同条第1項第5号に規定する営業を除く。)に規定する営業を行う者であるとき、あるいは申込みの内容がその営業又は広告等に使用されるおそれのあるとき。
- (5) 特定の政治家等の個人、政党又は宗教団体を支援するものであるとき、あるいはこれらを支援又は公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (6) 「チーバくん」のイメージを損なうおそれのあるとき。
- (7) 着ぐるみ「チーバくん」を使用する際の注意事項に記載事項に違反したとき。
- (8) その他、知事が公益上の観点又はイメージ管理の観点から使用について不相当と認めるとき。

第2号様式

「チーバくん」着ぐるみ使用承諾書

第 年 月 日

様

千葉県総合企画部報道広報課長

別添写しにより申請のあった「チーバくん」の着ぐるみの使用については、下記遵守事項を守って使用することを条件に使用を承諾します。

記

遵守事項

- (1) 承諾された行事のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみ使用後には、着ぐるみを使用した際の状況がわかる写真等を提出すること。
- (4) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (5) 着ぐるみの使用について、別添『着ぐるみ「チーバくん」を使用する際の注意事項』を遵守して取り扱うこと。
- (6) 当該行事の告知用に「チーバくん」のデザイン使用を承諾された場合は、承諾された内容のみで使用すること。
- (7) その他、使用条件を示された場合は、その条件を遵守すること。

貸出日	年 月 日 ()
返却日	年 月 日 ()
告知用デザイン使用	有 ・ 無

第3号様式

「チーバくん」着ぐるみ使用不承諾通知書

第 年 月 日 号

様

千葉県総合企画部報道広報課長

○年○月○日付けで申請のあった「チーバくん」の着ぐるみの使用については、下記のとおり不承諾とします。

記

- 1 行事名
- 2 使用場所
- 3 使用期日
- 4 借用期間
- 5 不承諾の理由